

平生町告示第19号

令和2年第4回平生町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和2年5月22日

平生町長 浅本 邦裕

1 期 日 令和2年5月27日

2 場 所 平生町議会議事堂

3 付議事項

- (1) 令和2年度平生町一般会計補正予算
 - (2) 平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例
 - (3) 平生町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
 - (4) 専決処分の報告について（町長専決処分指定事項）
-

○開会日に応招した議員

中丸 和則君	中村 武央君
中本 敦子さん	松本 武士君
赤松 義生君	河藤 泰明君
岩本ひろ子さん	細田留美子さん
河内山宏充君	平岡 正一君
村中 仁司君	中川 裕之君

○応招しなかった議員

令和2年 第4回(臨時)平生町議会会議録(第1日)

令和2年5月27日(水曜日)

議事日程(第1号)

令和2年5月27日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第33号 令和2年度平生町一般会計補正予算
日程第5 議案第34号 平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例
日程第6 議案第35号 平生町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
日程第7 報告第1号 専決処分の報告について(町長専決処分指定事項)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第33号 令和2年度平生町一般会計補正予算
日程第5 議案第34号 平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例
日程第6 議案第35号 平生町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
日程第7 報告第1号 専決処分の報告について(町長専決処分指定事項)
-

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 中丸 和則君 | 2番 中村 武央君 |
| 3番 中本 敦子さん | 5番 松本 武士君 |
| 6番 赤松 義生君 | 7番 河藤 泰明君 |
| 8番 岩本ひろ子さん | 9番 細田留美子さん |
| 10番 河内山宏充君 | 11番 平岡 正一君 |
| 12番 村中 仁司君 | 13番 中川 裕之君 |
-

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 金岡 泰史君 書記 加村 直子さん 河村 勇汰君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 浅本 邦裕君 副町長 …………… 高木 哲夫君
教育長 …………… 清時 崇文君 会計管理者 …………… 田坂 孝友君
総務課長 …………… 中尾 和正君 地域振興課長 …………… 友田 隆君
町民福祉課長 …………… 淵上万理子さん 健康保険課長 …………… 川口 龍哉君
産業課長兼農業委員会事務局長 …………… 吉岡 文博君
学校教育課長 …………… 河島 建君 社会教育課長 …………… 三村 直子さん
総務課財務班長 …………… 久保 秀幸君

午前9時開会・開議

○議長(中川 裕之君) ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第4回平生町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(中川 裕之君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、赤松義生議員、河藤泰明議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長(中川 裕之君) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中川 裕之君) 御異議なしと認めます。よって会期は1日と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長(中川 裕之君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、地方自治法第235条の2第3項の規定による令和2年5月実施

分の例月出納検査の結果報告並びに本臨時会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の報告は、お手元に配布の文書のとおりであります。

これをもって諸般の報告を終わります。

日程第4. 議案第33号

日程第5. 議案第34号

日程第6. 議案第35号

日程第7. 報告第1号

○議長（中川 裕之君） 日程第4、議案第33号「令和2年度平生町一般会計補正予算」から日程第6、議案第35号「平生町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明並びに日程第7、報告第1号「町長専決処分指定事項」の専決処分の報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆さん、おはようございます。

国において、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策等における各種支援措置が実施されている中、本町においても、町独自の支援措置に加え、これらの各種支援措置に迅速に取り組んでいるところです。

そうした中、令和2年第4回平生町議会臨時会を開催いたしましたところ、全員のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本臨時会にご提案申し上げます議案は、予算1件、条例2件、報告1件でございます。

それでは、議案第33号「令和2年度平生町一般会計補正予算」についてご説明申し上げます。

今回の補正額は1億2,197万8,000円を追加いたしまして、予算総額は64億186万6,000円となるものであります。

このたびの補正予算につきましては、今月1日に議決いただきました補正予算に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策として感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図ることを目的とするものであります。内容は、国の補助金として新たに創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業に要する経費を主に計上いたしております。

まず、歳出から申し上げます。7ページからであります。

情報通信費では、町職員のテレワークを推進する上で必要となりますパソコン等の購入に要する経費を計上いたしております。

地域振興費では、5月15日現在、本町に実家があり緊急事態宣言の対象である都道府県に居住する学生を対象に「ふるさと平生学生応援事業」として1人当たり1万円を交付する所要額を計上いたしております。

障害者福祉費では、障害者等福祉サービス事業者に対し事業の継続支援を目的として1事業者当たり10万円の支援金を交付する所要額を計上いたしております。

高齢者保健対策費では、介護保険サービス指定事業所を運営する法人に対し事業の継続支援を目的として1法人当たり10万円の支援金を交付する所要額を計上いたしております。

8ページの児童福祉総務費では、臨時休業に伴う学校給食の提供がないことから、昼食の食材等を確保するため食品の無償提供を行う団体に対して費用の一部を支援する経費を計上いたしております。

予防費では、感染症対策としてマスクや体温計等の購入に要する経費を計上いたしております。

8ページから9ページにかけての商工総務費では、売上げが減少した小売業、飲食業、農漁業経営者等に1事業者当たり20万円の経営助成金を、また家賃が発生する場合は、5万円を上限として家賃助成を行うための必要経費を補助金として計上いたしております。申請窓口業務は商工会へお願いすることとしており、委託料へ所要額を計上いたしております。

あわせて、地域経済の循環を図るため、飲食店、小売店で使用することができるプレミアム付商品券を発行することとしており、商工会への業務委託に要する経費を委託料として計上いたしております。

非常備消防費では、避難所の衛生環境を保つため、間仕切りや畳マット等の購入に要する経費を計上いたしております。

9ページから10ページにかけての教育費の事務局費では、臨時休業期間の代替として、夏休みを短縮して授業が行われることから学校支援員の報酬等を計上いたしております。

また、いわゆるGIGAスクール構想として、令和5年度までに整備することとされておりましたICT環境整備事業が国の補正予算措置により前倒しされましたので、タブレット端末等の購入に所要額を計上いたしております。

あわせて、オンラインでの家庭学習環境の整備に要する備品購入費を計上いたしております。

小学校費の給食費では、従来の夏休み期間に給食を提供することになりますので、給食調理員の報酬、また給食室が高温になりますので、調理員の健康管理や食材の品質保全に備えて空調設備の設置に要する経費等を計上いたしております。

さらに、学校給食費無償化事業として4月から8月までの5カ月間の給食費無償化に取り組みます。

また、学校給食費返還等事業として、3月の臨時休業に伴う給食停止により、不要となりました食材の納入業者等への財政支援を行います。

11ページの中学校費の給食費も小学校費の給食費同様、臨時休業に伴う経費の計上をいたしております。

幼稚園費では、感染症対策として、園児の健康管理を維持するため弁当保存用の保冷・保温庫を購入する所要額を計上いたしております。

12ページの図書館費では、図書の購入と書架等の購入に要する経費を計上いたしております。

6ページの歳入におきまして、歳出の特定財源であります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、学校情報機器整備費や学校臨時休業対策費を国庫補助金に計上いたしております。

繰入金では、感染症対策に対応する財源として財政基金からの繰入を行うものであります。

以上で令和2年度平生町一般会計補正予算の説明を終わらせていただきますが、末尾に給与費明細書を添付しておりますので、ご参考に供していただきたいと思います。

続きまして、議案第34号「平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴いまして、所要の改正をいたすものでございます。

主な改正の内容といたしましては、個人番号通知カードが廃止されることに伴いまして、通知カードの再交付に係る手数料に関する規定を削除いたすものであります。

施行日につきましては、公布の日といたします。

続きまして、議案第35号「平生町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴いまして、所要の改正をいたすものでございます。

改正の内容といたしましては、山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例において、新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない被保険者で給与の全部または一部を受けることができなくなった者に対して、一定期間に限り傷病手当金を支給する規定が追加されたことに伴い、当該規定に基づく傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付事務を町で行う規定を新設いたすものであります。

施行日につきましては、公布の日といたします。

続きまして、報告第1号「専決処分の報告について」についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により指定されています専決処分事項につきまして、この度専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

処分の内容といたしましては、町が当事者である損害賠償の額を定めたものでございます。損害賠償の額は、230,954円、全額町加入の保険で支払われるものでございます。処分年月日は、令和2年5月8日でございます。損害賠償の発生の原因となる事件の概要につきましては、記載のとおりでございます。損害賠償の支払い方法につきましては、保険会社から損害賠償の相手方に支払われるものでございます。

以上で提案理由説明と報告を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思いますので、皆様方のご質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じますので、ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申しあげます。

○議長（中川 裕之君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第33号「令和2年度平生町一般会計補正予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） どこということはないんですけど補正予算に関して、全体と申しますか、その点から2点ほどお尋ねをいたします。

まず、そう思ったきっかけというのはこのたび補正予算に関連して、その前に臨時交付金の活用事例集なるものを配布いただきました。このたびに限っては緊急事態後の予算措置、コロナに対してですね、予算措置ということで、どういう経緯かなということの内閣官邸のホームページを見てみますと、地方創生推進事務局なるところから新型コロナウイルス臨時交付金の詳細が掲載されておりました。

それによりますと、町では実施計画を策定して5月29日までに提出を、第一次提出をしなさいよというふうに書いてあったんです。スピーディーさが求められる施策の展開のための交付金でございます。その点、まず、早期に提出も認められる、5月20日までだったらですね、早期提出も認められますよというようなことが書いてあったと思うんですけど、先ほども申しあげましたが、この新型コロナ対応に関する地域の実情を把握してですね、町のそういう対応をしても大丈夫ですよということ。まず1点目は、この早期提出を5月20日時点で行われたのかどうか。というのはですね、このたびの職員の皆様方は大変日常業務の忙しい中ですね、職員さんの頑張りでこういうふうに対応の予算を組まれたということ、これ、非常にご足労に対して評価もさせていただくところなんですけども、なにせスピーディーさということで、施策の展開、町においてですね、地域の実情を踏まえた必要な事業ということが書いてありましたので、なかなか大変だったところもあるかと思いますが、2点目として、この交付金による事業、平生の展開はいつからいつまで頃を計画されているのかということをお尋ねをいたします。3点目には、先ほど少しばかり触れましたけれども、この日常業務の中で職員さんの頑張りを、非常に評価させていただきますが、この短期間の間に地域の大まかな実情を踏まえた必要な事業を支える町の施策展開、これ具体的になかなか言葉としてはわかりづらいものですから、町長のお言葉として、もし具現化できているような施策の展開があれば、さらに詳しくわかりやすく表明をしていただければと思います。せつかくの場でございますので。

大きな項目の2点目をお尋ねいたします。まず情報の発信ということ。先ほども申しあげ

ましたけれども、地方創生推進事務局では、この交付金による事業の展開には情報提供、情報の公開が必要だよというようなことが述べられておりました。このことについて、情報の公開、特に使い方とかですね、それと検証、これについてはホームページへ掲載されるようにしたほうがいいのではないかということを書かれていらっしやいましたけど、ホームページ上、YouTubeです。町のほうでは具体的にどのように計画されているのか、実施計画を出されていると思いますので、もう少し詳しく御説明をいただけませんか。

以上、大きく2点ほどお尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。まず、実施する計画につきましては早期提出されたのかという御質問がございました。県のほうにはもう既に提出をいたしているところでございます。

この事業につきましては、本日議会を通していただきましたならば、直ちに事業を実施していく予定にしております。もう早ければ6月1日からでも行ってまいりたいというふうに思っております。何分町のほうの業者さん、かなり厳しいと思いますのでいち早くお配りできるように、また、簡素な形で申請ができるように配慮しながら皆さんの手元に現金をお送りしたいというふうに思っております。

また、どういうところでそういう困っている状況とか、町がどういう状況であるかということにつきましては、商工会さんとか地元の事業者の方々、また、いろいろところで御意見は聞いております。ただ、そういう団体さんにもいろいろと聞いてはおるんですが、具体的な話がちょっとあまりないので、私のほうで考えながら、また、商工会さんと一緒になってですね、町の状況等を見て、今回このようなものが必要であろうということ考えました。他市町も見ながら、どういう事業をやっておられるかということも含めてですね、それらを基に私どもの町でどういうものが一番いいんだろうかということ考えながら、私ども職員一同で一生懸命考えて行ったところでございます。今回のこの交付金いただきましたが、次の第二次補正もまた交付金が入ることですので、それも踏まえてですね、第三次も考えていかなければいけないというふうに思っております。とりあえず第二次でまず住民の、疲弊した事業者さんにひと息ついていただくというのが狙いでございます。

それから情報の発信でございますが、もちろんホームページには載せるところでございますが、ホームページもなかなか見ていただけないという方もいらっしやいますので、独自に国の施策、県の施策、町の施策、これらをわかりやすく一枚の紙にして全戸にお配りしようと思っております。今考えておるのが、もちろん国の施策はこういう形です、県はこうです、町はこうですという形でわかりやすく、皆さま方一軒一軒にお配りして、問合せしていただいたらいいし、そんなに詳細には書いておりませんので、こういうものがあるんだとわかったら、ぜひぜひ、今回の連絡先はここですということも表示しておりますので、これはどうしたらいいのかということも

聞いていただければ私どもも親切にご説明させていただこうかなというふうに思っております。
以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは質問をいたしますが、この間、町長を初め、職員の皆さん、本当夜遅くまで頑張っておられる住民の福祉の向上のために、コロナ対策ということで大いに頑張っておられることについては、まず心から敬意を表したいと思います。

それで、今回の補正の中で、河内山議員も言われましたけど、国の地方創生臨時交付金ということで8,500万円余りが国から交付金が計上されておりますが、その中で本町の事業として事業再生支援事業ということで売上げの減少した町内の小売業、飲食業に対し、経営助成金を支給すると。1事業者20万円を220事業者に対し助成と、こういうふうに書いてあるんで、今、平生町にどの程度の事業者がおられるのかということ平成30年度の決算の資料でちょっと見たら、商工会の会員数で卸小売業が81、サービス業が56、その他15と、こういうふうになって、137にしかないんですが、商工会に加盟されていない方もおられるかと思いますが、今、平生町の事業者の数としてはどれぐらいの事業者数があるのか、一つお尋ねをするのと、売上げの減少の生じた町内の小売業っていう前置きがあって、その後に、1事業者20万円を220事業者に支給すると、こういうふうに書いてあるんですけど、ということは売上げの減少した事業者は220事業者がおるというのを把握された上で、その220の方々に対してすべて20万円支給されるのかどうなのか。予算を見たら、20万円ずつ全員に支給しても十分予算はあるようになっておりますので、その辺のことをまずお尋ねをしたいのと、もう1点は、先ほど河内山議員も言われましたけど、地方創生臨時交付金の活用事例集というのがありまして、これを見てみたらですね、私、以前、県外に出張している子どもが帰ってくるけど家が狭いので家族に感染が広がらないか非常に心配しているという相談を受けました。そうした場合には、どこかのホテルとか何かに2週間程度滞在されてという形になるかと思うんですが、そういうことに対して、事業メニューとして地方自治体がそうした人に対しての助成をしてもいいというのが、この事業メニューの中に、16番とか17番のところに計上されているんですけど、今回平生町で予算化されているのはこの一覧表の部分だけと思うんですが、そうした部分に対しても活用できるような道が開けるのかどうなのか、その点、2点をお尋ねしたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。事業者数につきましては産業課長のほうから答えさせていただきますが、220というのはあくまでも、仮置きという言い方はおかしいですけど、もちろんこれよりも増えれば当然補正をかけて増やさないとはいけないし、減ればその辺りになります。どのくらい困っているかというのははっきり言うてうちのほうで調べようがありません。やっぱり事業者さんが、例えば、去年の帳簿はこれですと、今年の帳簿はこれですと、すごく減ってますねというのがわかる資料さえ持って来てもらえれば、お渡しするというところでござい

すので、私どもはそういうものは持っていませんので、そこは来られた方、当然すべての方にお渡しする予定でございます。

それからホテルとかそういう、一応今ですね、まだ現在各県をまたぐ行動はしないでくれというふうに言われておりますので、いかにも私はつくってあるから帰ってきてくださいというのでは逆行しますので、政府の方針と逆行しますので、今後行き来できるようになった時に第二次とか補正でまた考えさせていただこうかなというふうに思っております。今、自粛を求められているところでございますので、そういう対応にさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（中川 裕之君） 暫時休憩します。

午前9時28分休憩

.....
午前9時28分再開

○議長（中川 裕之君） 再開します。吉岡産業課長。

○産業課長（吉岡 文博君） 事業所数についてのお尋ねでございます。今、詳細な資料を持ち合わせておりませんが、平生町内の事業所数、400から500の間であったというふうに記憶しております。その中で、今回の対象事業者、小売業、飲食業、生活関連サービス業、教育学習支援業、バス、タクシー、水産加工業、農業、漁業を業とされておられる方に対象を限定させていただいておりますけれども、その方たちを約270事業者というふうに考えております。これは先ほどの事業所数につきましても統計資料に基づくものでございまして、先ほど議員のほうからありました商工会の会員数に基づいておるものではございません。

実際にいろいろな事業者から話を聞きますと、売上げ減少が生じている事業者がある一方で、やはり下がっていない、むしろ上がっている事業者もおるということも聞いております。そのことから、約8割程度の方が該当するのではなかろうかという予測の基に220事業者ということでこのたび対象として決めさせていただいております。以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 8割程度が該当になるのではないかということでありましたが、売上げの減少が生じたということで、国会でも30万円の部分の時にそういう議論がありましたけど、どの程度売上げの減少が生じたら対象になるのか、その点について要綱が何かで定められているのかどうなのか。減少ということが明らかにわかれば、迅速に業務をやろうと思えば、町長も言われておりましたけど、簡素にできるような方法ということでやっていただけたらいいと思うんですが、一つはやっぱり要綱が定められているのかどうなのかということがもう一度お尋ねしたいのと、もう一つは先ほど言いました分については、非常事態宣言が出る前に、既に仕事で県外のほうに出張で行っていて、ずっと仕事で帰れないというようなことでありましたので、自粛の中で行かれた訳ではないので、そうした人たちに対してはどのような対応をされるのか。国のほうでは事業メニューとして、こういうことに使ってもいいというのがありますがどうなんで

しょうか、という質問であります。ということで、もう一度答弁をお願いします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） まず、一番目の先ほどの平生町の事業再生支援助成金でございますが、これは今要綱を作成しているところでございます。どういう事業者に該当するかとか、売上げが下がったということで、一応ですね、何かの基準を作らんといかんということで、前年同月比20%減のところについて助成金をお支払いしようかなというふうに思っております。ですから一目瞭然で、昨年の例えば3月の売上げ、今年の3月の売上げ、これがもう20%下がっておれば当然支給するというような形にさせていただこうかなというふうに思っております。

それともう一件、先ほどの、そういう出張で行かれて帰ってこられた方をどうするかということでございますが、どのぐらいの方がいらっしゃるか私もよくわからないんですけど、平生町の中にそういう方が本当にいらっしゃるかどうかともよくわからないので、そういうことがあるのかどうかも含めて調査させてもらいます。それから、そういうことであれば次の補正の時に考えてみる必要があるかなというふうに思っておりますので、一応ちょっと今状態を調べさせていただいて、そういう方がたくさんいらっしゃって大変だなということであればですね、次のコロナウイルス対策臨時交付金の活用も考えていきたいなというふうに思っておりますので、ちょっと調査をさせてください。以上です。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。松本武士議員。

○議員（5番 松本 武士君） 教育方面でお聞きしたいことがあるのでお聞かせください。

10ページのタブレット端末とかオンライン学習なんですけど、GIGAスクール構想の前倒しということで、令和5年度に完了予定であったのを前倒しということなんですけど、ただ、GIGAスクール構想ってタブレット1台を配布して学校内でやっていこうという話だったと思うんですけど、今の状況だとオンライン化ということでインターネット環境を整える予算もついてはいますけど、まずですね、タブレット端末が全国的にGIGAスクール構想前倒しということで、私の耳に入っているのはタブレット端末自体が手に入らないんじゃないかという話が出ているので、これは大丈夫なのかということと、以前のGIGAスクール構想だとオンラインで家庭に居て、先生が学校に居てやるというような状況は考えていなかったと思うんですけど、そこら辺のハードとソフトの面の考えというか予定というか、そこら辺をお聞かせください。

あともう一つ、12ページの図書館費のほう、図書館パワーアップ事業ということで本を増やして書架を入れますよということなんですけど、以前、私、教育長のほうに図書館のことで質問させていただいたんですが、本を、平生町の図書館ってぎちぎちということ、すごい詰まっていることを話をさせてもらって改善してもらえないかということ、を一般質問させてもらったんですが、今回のことで本を増やしたらスペースがまた余裕が出来なくなっちゃうんじゃないかと。ただ、この書架を今のただのスチール棚ではなくていいものを入れることによって、いわゆるソーシャルディスタンスが改善されるものなのかというのを聞きたいのと、あとですね、さっきの

G I G Aスクール構想とあれなんですけど、オンライン化ですね、新聞を読んでいるとオンライン幼稚園とかいうのでインターネットで読み聞かせをするようなのも民間の間で出てきたりもするんで、図書館でそういうことを今回のパワーアップ事業とかそういうのを含めてできなかったのかなとちょっと思ったので、そこら辺もお聞きしたいのと、あとですね、平生町の図書館の特徴として児童書が多いということが挙げられるんですけど、子供だと、小さい子だと本をしゃぶったりするんですよね。その本にウイルスがついているというのはちょっと見えないのでわかんないんですけど、他の自治体では図書滅菌器というのがあるらしいんですよね、特殊な光を当てて滅菌してくれるようなのが。そういうのは今回の事業で考えられなかったのかどうか。できれば私としては要望として、今後も何かある、予算がおおりるんだったら入れていただきたいと思うので、そこら辺のお考えを聞かせてください。お願いします。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 議員の質問にお答えをいたします。

まず、タブレット端末、G I G Aスクールの関係でございますけれども、タブレット端末を当初のG I G Aスクール構想よりも前倒しになったことでタブレット端末がまず手に入らないのではないかという御質問でございますけれども、こちらのほうについては話としてはそういうことも考えられるということはお聞きをしています。事業者のほうへ一気に受注がされるということで。その際においても令和3年度中にはなんとかなるんじゃないだろうかというような話も聞いているというのが実情でございます。どちらにしても、こういう機会でございますので、しっかり事業にのってですね、この1人1台環境というのを早期に整えていくという方向性はぶらしたくないというふうに考えていますので、今回これにしっかり取り組んでいきたいと考えているところでございます。

また、家庭でのオンラインのことにに関して、オンライン授業というか、オンラインの活用ということについてはこの時は考えていなかったのではないかということですが、確かにおっしゃるところはございます。学校の中で、まずは一対一環境といいますか、個別最適化の学習が深い授業の中で、対話的な学びの中でどうやってやっていくかというようなことですね、これまでのような座学というか、極端なことを言うとできる子に沿ったような、極端なことを言うんですね、授業というかそういうことにならないような、それを目指しているんですね、1人1台環境というのは。だからそういうことで進んできたというのは事実でございますけれども、このたびコロナウイルスの関係で、このオンラインというのが登場したというのはこれは間違いないことであろうというふうに私は思っています。

それで、当初はそういうことで考えていなかったというのも事実でございますけど、このことについてはタブレットの家庭への持ち出しというか、学校からの持ち出しということが可能なかどうかというところから改めてですね、契約上のこともありますので、検討しながらその方向に今後なるように進めていかなければならないんじゃないかなというふうに考えているところで

ございます。なかなかですね、オンライン授業と言ってもそれぞれイメージされているものが違うというふうに思います。そこら辺のところで、まずはできるところからということを考えておりまして、そのできるところから、すべての子供たちにできるようにということで今回この予算計上させていただきというところでご理解いただけたらと思います。

次に、図書館関係でございますけれども、図書館の、狭いということについてのことでございますが、今回のこれについては書架で整理をしていくというか、そしてこの間、前回の質問の時にお答えいたしましたように図書館内の整理というか、それも含めて配置については進めていかなければならないとは思っています。

それと、読み聞かせ等のオンライン化についてはまだ考えておりません。ですから、今後御意見いただいたことについては、また社会教育課のほうでまずはどういうことが考えられるのか、それをまず優先的にすべきかどうかということも含めてですね、考えていきたいというふうに思います。

そして、また、本のウイルス、滅菌と言いますか、そのことについての御質問もございましたが、議員さんおっしゃるように近隣では本の表紙だけ除菌をされているところとかはございます。それとやられていないところもございます。県下全体ではまだ調べてはおりませんが、そういうふうな情報は聞いています。今のところ町の図書館としてはそこまでのところは考えていないというのが実情ではございますけれども、県内全体の様子とかも含めて、情報を入れてきて、そしてこれについても優先すべき事項なのかどうかということも含めて検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 補正予算の財源について、ちょっとお伺いをいたします。今回国のコロナ関係の臨時交付金、それからコロナに関連して学校の、今言ったGIGAスクール構想の前倒しというのでその補助金、それと一般財源でなっております。その一般財源は、財政基金からの繰入金ということで2,560何万ですか、していますが、それぞれの一般財源の支出の理由と計算の根拠を、情報通信費、小学校費、中学校費、それから幼稚園費ぐらいにあると思います。それぞれについてわかる範囲内で説明をしていただけませんか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 詳細につきましては、後ほど説明させていただきますが、基本的には事業がこれだけかかるから、それでどれだけ国からの補助があって、その分、足りない分を一般財源でやっているというのが基本的な考え方でございます。これらについてはすべてコロナ対策の事業だということで県のほうには報告してあります。したがって、たくさん、また次の交付金がきた時にすべてそれらも含めてそこに入れられますから、もしもそれで全部が対応できるのであれば、今の一般財源は元に戻すということは可能かと思っております。ただ、どうなるかわかりません。これは将来の話ですから。ただ、今言いましたとおり、基本的にこれだけの事業

をやりたいというものがあって、国からの補助金等がこれだけ使えるということで残りは一般財源だという考え方に立ってやっていると思いますが、個別につきましては説明させていただきます。

○議長（中川 裕之君） 久保財務班長。

○総務課財務班長（久保 秀幸君） ただいまお話をいただきました最初の情報通信費でございます。予算書のとおり一般財源額のところに数字が上がってきておりますが、情報通信費につきましては、パソコン等の遠隔という形での仕事を行う上で、国のほうから特別交付税措置ということが、措置されるという通知がきております。特別交付税、このたび歳入として上げてはおりませんけれども、この一般財源額789万9,000円イコール特別交付税の措置額ということでお話をさせていただきたいと思います。

それから、それぞれの費目について、一般財源のところに数字が上がってきていないもの、当然地方創生の臨時交付金は10分の10でございます。そういった形で編成上は一般財源というところに数字が上がってきておりませんが、平生町の配分としては8,500万という上限が決まっております。その中での編成でありまして、すべての事業が1億2,000を超えるものでありまして一般財源が生じるという形にはなっております。そのことで一般財源のところに数字が生じてきているというところで編成をさせていただきましたので、その額については財政基金からの繰入れで調整させていただいたということでございます。以上でございます。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑は。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 私は今回の件が起きた時に大変心配したことが、とにかく財源措置なんですよ。財源の豊かな地方公共団体と厳しい公共団体に差が出るのが一番困ります。したがって、独自の対策としてそれぞれが競争するという事態になっていくのが一番困った状況だなというのを懸念しておりました。

本来、感染症ですから国がすべてを財政措置するのが基本的な考え、これは法制度上絶対そうですから、その上にそれぞれの地方公共団体が財源の余裕があるからこれだけやろうというのはそれは自由かもしれんけど、そこはできたらやってほしくないというのが一番初めの思いなんですよ。あくまでも感染症対策として国の財政措置を求めていくと、これが今回の事業の一番の考え方の基本だと思いますので、今の答弁では町独自でやったというよりは一応計画を作った中で国から財源措置が見込まれる分についてやったと、足りない分については一般財源から充当したと、そのように理解して、今回の総額が将来的にはすべて国からの措置に入れ替わってくるという、そういう想定でいいですか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） これはまだ政府のほうでどういうのがなるかというのがわかっていないので、この場でそうですとは言えませんが、ただ、先ほど言いました臨時交付金につきましては、今回この8,500万予算をつけていただいたんですけども、1兆円規模で全国にという

話でした。今度、2兆円という話が出ております。

ただ、これがどうなるかはまだ国会の議決を経ていないのでわかりませんが、2兆円、要するに倍の、単純に計算したら、どうなるかわかりませんが、今回よりは少しは多くいただけるとありがたいというふうに思っておりますが、その時点で全体の、今回やるコロナ対策の中で使えるお金が、財源が揃えば、当然一般財源は外して元に戻すという形をさせてもらえればいいかなと思っております。ですので、これもあくまでも今後の予算、要するに国会のほうの状況でございますので、今直ちにそう出来るとは言えませんが、そのようになったらですね、今ある国の対策費用を臨時交付金で全額賄えるように対応してまいりたいというふうに思っております。

したがって一般財源が当然必要だから出してありますけれども、今後全体の中でそれをどうするかということも考えてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 最初、私の懸念を言いましたように、こういう事態については国があくまでもすべてを責任を持つというのが財源の考え方ということだけはちょっと共通認識を作っておきたいというのが一番の質問の趣旨なんです。

それと、最後になりましたけど、河内山議員、赤松議員から職員の皆さんのいろんな奮闘に対する敬意の発言もありました。私も同感なんですけど、こういう時こそ、公務員の方々は一生懸命やってくれて役に立つんだと再認識される一つの機会ですから、大変ですけど公務員の本旨に基づいて頑張っていただきますようお願いをいたします。以上です。

○議長（中川 裕之君） ほかにありませんか。中村武央議員。

○議員（2番 中村 武央君） はい、それでは一般会計補正予算につきまして質問をさせていただきます。

まず、財源内訳に地方再生臨時交付金、それから臨時休業対策費を含みます歳出予算、この中で国庫補助の対象外事業が含まれる予算費目について、まずはご説明をいただきたいと思っております。

一般財源の部分につきましては、先ほど平岡議員からの質問がありましたので特に質問は控えさせていただきますが、学校情報機器整備費の補助金、補助裏、これ一般財源を充当しておられるのではないかとこのふうにも考えますが、その部分については御説明をお願いいたします。

さらにですけども、もう3点、予算書10ページ、教育費、教育総務費、事務局費の中のオンライン学習機器85万円予算立てをしておられるかと思っております。オンライン学習環境整備事業ということでインターネット環境が整っていない家庭への貸出し用のICT機器を購入してオンライン学習を推進するという目的かと思っておりますけども、この機器なんですけど、どのような世帯にどのような機器をどのような条件で貸し出されることを想定しておられるのか。

それから、同じく教育費なんですけども、小学校費、中学校費をまたぎますが学校給食費無償化事業、小中学校合わせて1,439万2,000円、この無償化事業につきまして、私会計で

ある学校給食費保護者負担金、これを公会計にて無償化する事情、これについて明確なお答えをいただきたいと思います。

あわせて同様に小中学校費給食費の報酬でございます。学校給食調理員さんの報酬、増額補正あります。合わせて273万7,000円ですけども、増額補正が必要な理由について御説明をお願いいたします。以上です。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えします。今回のこの事業につきましては、すべてコロナウイルス感染症対策事業として行っておりますので、基本的には臨時交付金で賄うのが本当だろうと思っておりますが、ただ、これらがすべてそれに当てはまるかどうかは県のほうに今出しておりますので、県のほうがこれは対策だと言っていたら、今後この臨時交付金で対応ができるものでございます。ですので、補助裏とか、分というのはなくて、すべてが臨時交付金対象事業となっております。また、個別につきましては担当から説明させていただきます。

○議長（中川 裕之君） 暫時休憩します。再開を10時10分とします。

午前9時58分休憩

.....
午前10時10分再開

○議長（中川 裕之君） 再開します。久保財務班長。

○総務課財務班長（久保 秀幸君） 今お話をいただきました予算の編成のことでございます。予算書上には、このたび新たにできました地方創生の臨時交付金、それから教育費の中で事務局費でございますけれども、GIGAスクール構想のICTの前倒しということ、それからそれぞれ小学校、中学校の給食費に学校給食の返還等の事業でそれぞれ3つの事業に対して国庫の補助金を措置しております。編成をしております。その総額としては、3つの事業で1,100万、地方創生の臨時交付金以外でございますけれども、その国庫補助金を予算編成の中で歳入として計上いたしております。当然その備品購入等につきましては、一般財源がそれぞれ生じることになります。給食費についてもそうでございますけれども、その一般財源額につきましても地方創生の臨時交付金の対象として編成いたしております。

ただし、平生町の配分が8,500万という額が決まっております。その地方創生の全体の事業費として1億2,000というところで財政基金からの繰入れで財政措置をしておりますけれども、一般財源が生じていることとなります。そのことをお伝えさせていただきます。以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 河島学校教育課長。

○学校教育課長（河島 建君） それではお答えいたします。まず、オンライン学習機器の購入事業でございます。今回の臨時休業措置が長引いたことによって在宅を余儀なくされた子供たちの学習機会をどう確保していくかということは、非常に緊急を要する問題、これがにわかに出てま

いました。これに交付金で対応ということで各小中学校に調査をいたしました。家庭によっては全くインターネットの環境がないという家庭もあれば、夜になれば親のスマホが見れるという家庭もございます。そこまで詳細にその方が何戸とか詳細な調査はしておりません。当面は、今回上げておりますのはタブレット端末、ポケットWi-Fiと附属品、これを15件程度まかなえるものを予算要求をしておるところでございます。このオンライン機器につきましては、第二次補正でも対応できるということでもございますので、また追々詳しい調査、家庭の状況等も見ながら対応していく予定でございます。

続きまして給食費の無償化事業でございます。まずこれを提案いたします理由は、臨時休業で小中学生の家庭には大きな負担をかけたと思います。この交付金の活用として、学校教育課で何か負担軽減につながるものはできないかということで、家庭へ直接緊急で措置できるという考えのもと要求するものでございます。まずどういった形で無償化にするかということでございますが、それぞれ毎月月末に翌月の給食費を徴収しておりますので7月・8月については徴収しない方法、そして4月から6月は一旦集めた給食費はお返しするというで無償化をすることを考えております。学校給食の会計という私会計の交付はどうかという御質問でございますが、国の交付要綱にもそうした私会計の交付云々というよりも、まず地域の実情に合わせて広く使ってほしいということがありましたので今回この要求、実施計画をあげております。今後、この私会計への交付については国の判断によると考えております。

続きまして、報酬、学校支援員、そして給食調理員の方の報酬でございます。御質問の意図が、休業期間中は当然給食もないわけですから、給食調理員の方の報酬が発生していない分を回せるのではないかと御質問の意図であればですね、休業期間中は普段手が回らない調理室の大規模な清掃ですとかそういうことにも執務をしていただいておりますので、どうしても夏休みに給食を作るとなると今の当初予算では足りなくなるということで増額をするものでございます。以上です。

○議長（中川 裕之君） 中村武央議員。

○議員（2番 中村 武央君） 御答弁ありがとうございます。学校給食無償化事業につきまして、国の地方再生臨時交付金のQ&A等も拝見させていただいております。確かに事業内容に制限はないという旨、給食費等の減免をする場合の交付金の充当についてですね、そういった表現の回答があるところではあります。それも踏まえてではあるんですけども、私自身も小中学校の児童・生徒を抱える親の一人として、学校給食、これがあるかないかで非常に家計へ響く、その重さ、十分に承知をしているつもりです。

学校給食費を減免していただくことは非常に嬉しいことなんですが、それよりも学校給食を提供してくださる、このことのほうが家庭にとっては大きいものであります。学校給食でありますので、いわゆる学校、教育の分野から申しあげますと、おそらく自分が食べるものは自分が払う、いわゆる食育の部分も含まれるかと思うんですけど、この部分については保護者負担をしても

致し方ないのではないかという判断もいたします。

ただし、やはり家庭喫食していますのでその負担軽減につきましてはぜひともサポートしていただきたい思いはございますので、学校給食費の減免、無償化という事業ではなく、休業中において家庭で昼食を喫食した、その分の家庭への負担が膨らんだよという意味での助成のような形でこの事業が実施できないかということをご提案をさせていただきます。そうなれば国の判断を待たずしてこの交付金の対象になるのかならないのか、こういったところも判断がしやすくなるのではないかというふうにも考えます。

それから給食調理員の件、学校給食を供しない日においても、調理員さん、出務をいただいたということで理解をさせていただきました。

ここで夏休み、いわゆる夏期休業がどうなるのか、いまだに提案理由の中でもうっすらとしか御説明いただいていませんのではっきりと申しあげます。保護者としても、夏休みが短くなる可能性があるのであれば、これは事前に周知をしていただきたい。

夏休み期間を変更されるのであれば、教育委員会規則である学校教育法施行細則、これの6条の定めによりまして、教育長もしくは教育委員会の承認が必要であるという旨が明記をされておられるかと思えます。きちんと夏期休業についての方向性、これをお示しいただいた上で予算措置についてご検討いただきたいというふうに思っています。これは保護者として学校と信頼関係を保つ上で非常に重要な案件だというふうにも思っておりますので、最低限の行政側の思いをきちんと伝えていただきたいというふうにも思っております。

もう1点です。学校給食費無償化に戻ってしまいます、申し訳ございません。予算措置をされておられると思いますけども、おそらくこれ、就学援助費等の減額予算の絡みも出てくるのかなというふうにも考えますが、この点についていかがでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 私のほうからは夏期休業の件についてお答えをいたします。夏期休業については現在、8月7日、土曜日、この日に1学期の終業式を行いまして、2学期の始業式を8月25日、火曜日に2学期の始業式を始めると、そして8月29日の土曜日は半日の登校にするということを原案として協議をしているところでございます。そして、そのことについては教育委員会会議で教育委員さんの御了解をいただきました。先日いただきました。

そして今やっているのは、先ほど細則の話がございましたけれども、細則は変えずに、細則の中に「校長の届出により夏期休業中に授業日を設定することができる」という規定がございますので、その規程に則りまして、その書類が提出されれば承認をするという形で夏期休業の変更というか、夏期休業に授業日を持っていくということで対応していきたいというふうに考えています。事務手続き上の都合で、もう若干お時間をいただきたいというふうに思っているところでございます。ですから、来週早々には、新聞紙上でももう既に発表されている市町も、今朝もございました。そういうのも勘案いたしまして、できるだけ速やかに保護者のほうに連絡がいくよう

にしたいと思っています。あくまでも今のところ原案ということで伝えさせていただきますので、どうかよろしく願いをいたします。

○議長（中川 裕之君） 河島学校教育課長。

○学校教育課長（河島 建君） まず、給食費の無償化について、無償化するのではなくてかかった昼食経費を負担する形で家計を助けたらどうかという御質問でございました。こうした観点を今後国あるいは県との実施計画の交渉の中で、そうした観点も踏まえて交渉を続けていきたいと思えます。

続きまして就学援助の件でございます。現在、就学援助の申請を受け付けておるところでございます。当然御指摘のように全員が無償化となれば就学援助の予算も変わってまいりますので、今後予算組みとの、その都度、申請との調整をしながら進めていきたいと思えます。以上です。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に議案第34号、「平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に議案第35号「平生町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に報告第1号「町長専決処分指定事項の専決処分の報告」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

まず、議案第33号「令和2年度平生町一般会計補正予算」は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第34号「平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例」は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第35号「平生町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議長（中川 裕之君） 以上で本臨時会に付議されました議案の審議は、全部終了いたしました。

これをもって、令和2年第4回平生町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時27分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 赤 松 義 生

署名議員 河 藤 泰 明